

○岡山県警察職員の被服等貸与に関する規程

(平成 13 年 3 月 1 日警察訓令第 3 号)

改正	平成 14 年 3 月 26 日警察訓令第 7 号	平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号
	平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号	平成 20 年 1 月 29 日警察訓令第 1 号
	平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号	平成 21 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号
	平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号	平成 26 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号
	平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号	平成 29 年 9 月 7 日警察訓令第 35 号
	令和 2 年 3 月 31 日警察訓令第 16 号	令和 3 年 3 月 11 日警察訓令第 5 号
	令和 4 年 3 月 9 日警察訓令第 7 号	令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号
	令和 5 年 12 月 26 日警察訓令第 68 号	令和 6 年 3 月 11 日警察訓令第 13 号
	令和 6 年 7 月 30 日警察訓令第 31 号	令和 7 年 10 月 20 日警察訓令第 26 号

岡山県警察職員の被服等貸与に関する規程を次のように定める。

岡山県警察職員の被服等貸与に関する規程

岡山県警察職員の被服貸与に関する規程(昭和 47 年岡山県警察訓令第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 岡山県警察職員(会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。)が業務を行うために必要と認める被服等の貸与については、岡山県警察交通巡視員被服支給および装備品貸与規則(昭和 45 年岡山県公安委員会規則第 11 号)及び岡山県警察官の被服支給及び装備品貸与に関する規程(平成 7 年岡山県警察訓令第 7 号。以下「被服支給等規程」という。)に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(貸与する職員の範囲等)

第 2 条 被服等を貸与する職員の範囲並びに貸与する被服等の品目、数量及び貸与期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、警務部総務統括官(以下「総務統括官」という。)は、予算上その他やむを得ない事情があると認めるときは、被服等の数量及び貸与期間を変更することができる。

- 2 総務統括官は、業務上必要があると認めるときは、予算の範囲内において、前項に規定する被服等以外の被服等を貸与することができる。この場合において、その数量及び貸与期間は、前項の例による。
- 3 別表第 1 中の交通安全施設の維持管理の業務に従事する警察官の着用にあっては、当該業務のうち、制服の汚損の可能性の高い場合に限るものとする。
- 4 別表第 1 に規定する者に貸与する被服の品目、品名、種別及び制式については、別表第 2 のとおりとする。
- 5 貸与する作業服については、左胸及び背部に「岡山県警察」の文字を表示するものとする。ただし、勤務の性質により、当該文字の表示を変更するものとし、

当該文字を表示しないときは総務統括官、当該文字以外の文字を表示するときは警察本部長の承認を得るものとする。

(着用期間)

第3条 夏冬の着用区分のある被服等の着用期間は、次のとおりとする。ただし、夏合冬の着用区分のある被服等にあっては、岡山県警察官の服制に関する規程(平成7年岡山県警察訓令第6号)第2条の規定を準用する。

- (1) 夏服 5月1日から10月31日まで
- (2) 冬服 11月1日から翌年4月30日まで

2 所属長は、気候その他の状況により前項の着用期間を適宜伸縮することができる。

(被服等の取扱い等)

第4条 被服等の貸与を受けた職員は、その貸与の対象となった業務に従事する場合のほか、当該被服等を着用してはならない。

- 2 被服等の貸与を受けた職員は、当該被服等の取扱いについて常に適切な注意を払わなければならない。
- 3 被服等の貸与を受けた職員は、貸与期間の満了しない被服等を亡失又は損傷したときは、速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、故意又は重大な過失によるときは総務統括官に、それ以外の事由によるときは警務部装備課長に、被服等亡失(損傷)報告書(様式第1号)により報告するものとし、総務統括官は、故意又は重大な過失によるときは、当該職員に対し、必要な弁償をさせるものとする。
- 4 総務統括官又は警務部装備課長は、前項の報告があった場合において、代替品の貸与を要すると認めたときは、再貸与することができる。この場合において、代替品の貸与期間は、その貸与の時から起算するものとする。

(貸与及び再貸与申請)

第5条 所属長は、職員が被服等の貸与又は再貸与を必要とするときは、被服支給等規程第8条に規定する給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書により警務部装備課長に申請するものとする。ただし、会計年度任用職員に係る申請その他給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書により申請することが困難な場合は、当該申請内容を記載した文書をもって代えることができる。

- 2 所属長は、前条第4項の規定により再貸与を受けようとするときは、当該職員が作成したてん末書その他これに類する文書の写しを添付するものとする。

(返納及び再貸与)

第6条 被服等の貸与を受けた職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに被服支給等規程第9条に規定する給貸与品等返納書又は被服等返納書(様式第2号)に当該被服等を添えて、所属長を通じて警務部装備課長に返納しなければならない。

- (1) 退職したとき。

- (2) 配置換え等により被服等の着用を必要としなくなったとき。
 - (3) その他総務統括官が貸与する必要がないと認めたとき。
- 2 前項の規定により返納された被服等を再度貸与する場合におけるその貸与期間は、当該被服等の残存期間とする。

(文書の保存)

第7条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
被服等亡失(損傷)報告書	装備課	3年
被服等返納書	装備課	1年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に職員に貸与されている被服等については、この訓令の規定により貸与されたものとみなし、当該被服等の貸与期間は、この訓令に定められた貸与期間の残存期間とする。

附 則(平成14年3月26日警察訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日警察訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成19年3月9日警察訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成20年1月29日警察訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月9日警察訓令第3号)

この訓令は、平成21年3月10日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成21年3月10日警察訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に職員に貸与されている被服等については、この訓令による改正後の岡山県警察職員の被服等貸与に関する規程(新被服等貸与規程)の規定により貸与されたものとみなすものとする。ただし、当該被服等の貸与期間は、新被服等貸与規程の別表第1に規定する貸与期間から、この訓令の施行の日の前日までの当該被服等が貸与された期間を減じた期間とする。

附 則(平成25年3月14日警察訓令第7号)

この訓令中、第3条及び第6条から第9条までの規定は平成25年3月21日から、第1条、第2条、第4条、第5条、第10条及び第11条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日警察訓令第7号)

この訓令は、平成26年3月20日から施行する。

附 則(平成26年3月25日警察訓令第12号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月7日警察訓令第35号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に交通事故捜査の業務に従事する者に貸与されている被服等については、この訓令による改正後の岡山県警察職員の被服等貸与に関する規程(以下この項において「新被服等貸与規程」という。)の規定により貸与されたものとみなす。この場合において、当該被服等の貸与期間は、新被服等貸与規程の別表第1に規定する貸与期間から、この訓令の施行の日の前日までの当該被服等が貸与された期間を減じた期間とする。

附 則(令和2年3月31日警察訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月11日警察訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月9日警察訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月16日警察訓令第13号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月26日警察訓令第68号)

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月11日警察訓令第13号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月30日警察訓令第31号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年10月20日警察訓令第26号)

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
施設の修繕、維持管理等の業務に従事する者	冬作業服(上下)	1	3年
	夏作業服(上下)	1	2年
	防寒服	1	3年
ネットワーク配線の業務等に従事する者	冬作業服(上下)	1	3年
	夏作業服(上下)	1	2年
警務部装備課において車両の整備に従事する者	作業帽	1	1年
	冬作業服(上下)	1	8月
	夏作業服(上下)	1	4月
	防寒服	1	2年
	安全靴	1	1年
警察用航空機の整備に従事する者	記章	1	
	冬整備帽	1	2年
	夏整備帽	1	2年
	冬整備服(つなぎ型)	1	2年
	冬整備服	1	2年

	夏整備服(つなぎ型)	1	2年
	夏整備服	1	2年
	防寒服	1	3年
	雨衣	1	3年
	革手袋	1	1年
	整備靴	1	1年
	防じん眼鏡	1	1年
捜査専従員	帽子	1	3年
	冬作業服(上下)	1	3年
	夏作業服(上下)	1	3年
	腕章	1	3年
現場鑑識の業務に従事する者	冬帽子	1	3年
	夏帽子	1	3年
	冬作業服(上下)	1	2年
	夏作業服(上下)	1	2年
交通事故捜査の業務に従事する者	帽子	1	3年
	冬作業服(上下)	1	3年
	夏作業服(上下)	1	3年
交通安全施設の維持管理の業務に従事する者	作業帽	1	3年
	冬作業服(上下)	1	3年
	夏作業服(上下)	1	2年
	防寒服	1	3年
自動車運転免許技能試験、技能検定員の審査及び教習指導員の審査に従事する者	冬帽子	1	4年
	夏帽子	1	2年
	冬服(上下)	1	3年
	合服(上下)	1	3年
	夏服(上下)	1	1年
	ネクタイ	1	1年
女性職員(運転免許センター及び警察署に勤務する行政職員、技術職員及び会計年度任用職員に限る。)	ベスト	1	3年
自動車の点検及び整備に従事する者	作業帽	1	3年
	作業服(上下)	1	3年

	ゴム長靴	1	3 年
遺失物の取扱いに従事する者	作業服(上下)	1	3 年
警察用船舶の船長	帽子 活動帽子 冬服(上下) 夏服(上下) ネクタイ 防寒服 雨衣 冬作業服(上下) 夏作業服(上下) ゴム長靴	1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 5 年 3 年 3 年 2 年 3 年
音楽隊の業務に従事する者	演奏会冬用帽子 演奏会夏用帽子 演奏会冬用特殊服 演奏会夏用特殊服 ドリル用特殊帽子 ドリル用特殊服 屋内演奏用短靴 屋外演奏用短靴	1 1 1 1 1 1 1 1	4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 3 年 3 年
音楽隊のカラーガード業務に従事する者	演技用冬帽子 演技用夏帽子 冬用演技服 夏用演技服 演技用長靴 屋内演技用短靴 屋外演技用短靴	1 1 1 1 1 1 1	5 年 3 年 5 年 3 年 3 年 3 年 3 年
留置管理支援員	冬作業服(上)	1	3 年

	下) 夏作業服(上 下)	1	2年
	安全靴	1	3年
交番相談員	帽子	1	3年
	冬服上衣	1	3年
	夏服上衣	1	1年
	ネクタイ	1	1年
	腕章	1	
	警笛	1	

別表第2

職員の範囲	品目	品名	種別	制式
施設の修繕、維持管理等の業務に従事する者	冬作業服(上下)	色	アイボリーとする。	
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
		形状	上着はブルゾン型とし、ズボンはカーゴパンツ型又はツータックパンツ型とする。	
	夏作業服(上下)	色	薄緑色とする。	
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
		形状	上着はシャツ型とし、ズボンはカーゴパンツ型又はツータックパンツ型とする。	
	防寒服	色	紺色とする。	
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
		形状	コート型とする。	
ネットワーク配線の業務等に従事する者	冬作業服(上下)	色	紺色とする。	
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
		形状	上着はブルゾン型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。	
	夏作業服(上下)	色	青色とする。	
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
		形状	上着はシャツ型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。	
警務部装備課において車両の整備に従事する者	作業帽	色	紺色とする。	
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。	
		形状	野球帽型とする。	
	冬作業服(上)	色	紺色とする。	

	下)	地質	綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はジャンパー型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
	夏作業服(上下)	色	紺色とする。
		地質	綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はシャツ型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
	防寒服	色	紺色とする。
		地質	綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	ブルゾン型又はコート型とする。
	安全靴		軽量安全靴とする。
	警察用航空機の整備に従事する者	記章 整備帽	航空隊員の特殊の被服と同様とする。ただし、記章の職種の表示は「MAINTENANCE ENGINEER」とする。
	冬整備服(つなぎ型) 冬整備服 夏整備服(つなぎ型) 夏整備服	色	紺色とする。
		地質	合成纖維織物、毛織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	つなぎ型又は上衣・ズボンのセパレート型とする。セパレート型は、航空隊員の特殊の被服の制式と同様とする。
		防寒服 雨衣 革手袋 整備靴 防じん眼鏡	航空隊員の特殊の被服と同様とする。
捜査専従員	帽子	色	紺色とする。
		地質	毛織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	丸アポロ型とする。
	冬作業服(上下) 夏作業服(上下)	色	紺色又は薄緑色とする。
		地質	綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はブルゾン型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
現場鑑識の業務に従事する者	冬帽子 夏帽子	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	丸アポロ型とする。
	冬作業服(上下)	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成纖維織物又はこれらの混紡織物とする。

		形状	上着はブルゾン型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
交通事故捜査の業務に従事する者	夏作業服(上下)	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着は長袖シャツとし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
交通安全施設の維持管理の業務に従事する者	帽子	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	丸アポロ型とする。
	冬作業服(上下)	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	夏作業服(上下)	形状	上着は長袖シャツ型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
自動車運転免許技能試験、技能検定員の審査及び教習指導員の審査に従事する者	作業帽	色	紺色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	野球帽型とする。
	冬作業服(上下)	色	紺色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	夏作業服(上下)	形状	上着はブルゾン型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
	防寒服	色	薄緑色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	コート型とする。
自動車運転免許技能試験、技能検定員の審査及び教習指導員の審査に従事する者	冬帽子 夏帽子	色	紺色とする。
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	野球帽型とする。帽章は、岡山県警察のシンボルマークとする。
	冬服(上下)	色	紺色とする。
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上衣は、警察官の冬服様で三つボタン及びサイドベンツとする。ズボンは、警察官の制式と同様とする。
	合服(上下)	色	紺色とする。
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上衣は、背広型、二つボタン及びセンター

			パンツとする。ズボンは、警察官の制式と同様とする。
	夏服(上下)	色、地質及び形状	警察官の夏服上衣及びズボンと同様とする。
	ネクタイ	色、地質及び形状	警察官の合ネクタイと同様とする。
女性職員	ベスト	色	灰色とする。
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	シングルとする。
自動車の点検及び整備に従事する者	作業帽	色	黒色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	野球帽型とする。
	作業服(上下)	色	紺色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はジャンパー型とし、ズボンはカーゴパンツ型とする。
	ゴム長靴		黒色軽量半長靴とする。
遺失物の取扱いに従事する者	作業服(上下)	色	薄緑色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はジャンパー型とし、ズボンはカーゴパンツ型又はツータックパンツ型とする。
警察用船舶の船長	帽子 活動帽子 冬服(上下) 夏服(上下) ネクタイ 防寒服 雨衣		帽子を警察官の夏帽子、活動帽子を警察官の夏活動帽子、冬服上衣を警察官の合活動服、冬服下衣を警察官の合服ズボン、ネクタイを警察官の合ネクタイと同様とするほかは、警察官のものと同様とする。
	冬作業服(上下)	色	紺色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はジャンパー型とし、ズボンはツータックパンツ型とする。
	夏作業服(上下)	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はブルゾン型とし、ズボンはツータックパンツ型とする。
	ゴム長靴		黒色軽量半長靴とする。

留置管理支援員	冬作業服(上下) 夏作業服(上下)	色	青色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	上着はジャンパー型とし、左袖部に腕章取付用ホックを取り付ける。 ズボンはカーゴパンツ型又はツータックパンツ型とする。
	安全靴		軽量安全靴とする。
交番相談員	帽子	色	エンジ色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	野球帽型とする。
	冬服上衣	色	青色とする。
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	ブレザー型、シングル二つボタン及びセンターベンツとする。
	夏服上衣	色	ベージュ色とする。
		地質	綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	長袖又は半袖カッター式とする。
	ネクタイ	色	エンジ色とする。
		地質	毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
		形状	棒ネクタイとする。

様式第1号(第4条関係)

被服等亡失(損傷)報告書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

被服等返納書

[別紙参照]